特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	低所得者支援及び定額減税補足給付金の支給に関する 事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さいたま市は、低所得者支援及び定額減税補足給付金の支給に関する 事務における特定個人情報ファイルの取扱に当たり、特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

低所得者支援及び定額減税補足給付金の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

さいたま市長

公表日

令和6年5月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	低所得者支援及び定額減税補足給付金の支給に関する事務				
②事務の概要	国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱に基づき、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として、低所得者支援及び定額減税補足給付金を給付する。 [給付の対象となる者又は世帯] 1 住民税非課税世帯 基準日(令和6年6月3日)において本市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯 2 住民税均等割のみ課税世帯 基準日(令和6年6月3日)において本市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度分の住民税が所得割が非課税(均等割のみ課税)である世帯 ※1、2ともに、住民税均等割のみ課税)である世帯 ※1、2ともに、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯並びに令和5年度住民税が非課税又は均等割のみ課税により物価高騰対応重点支援給付金の受給対象となっていた世帯を除く 3 補足給付金対象者 令和6年度住民税が本市で課税されており、定額減税による減税額が令和6年分所得税額として推計した額を上回る又は上回ると見込まれる所得税並びに個人住民税所得割の納税義務者				
③システムの名称	 (1) 中間サーバー (2) 番号連携サーバ (3) 統合基盤システム(庁内連携システム) (4) 総合宛名システム (5) 住民基本台帳ネットワークシステム 				
2. 特定個人情報ファイル	名				
低所得者支援及び定額減税補	#足給付金支給管理台帳ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第135項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条				
4. 情報提供ネットワークシ					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	さいたま市 福祉局 生活福祉部 福祉総務課				
②所属長の役職名	福祉総務課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用 停止請求				
請求先	各区役所 くらし応援室 住所:〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 他				

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

さいたま市 福祉局 生活福祉部 福祉総務課 給付金事業担当 住所:〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 電話番号:048-829-1543 FAX番号:048-829-1961

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		[10万人以上30万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	6年5月28日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		6年5月28日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
	『及び重点項目評価書] 施機関については、それぞれ』	重点項目評価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 注項目評価書において、リスク対策の詳細が記
載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステ	テムを通じた入手を関	क्षे <。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイル(の取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	- 伝(委託や情報提供ネットワー	ウシステムを通じた提	供を除く。) [〇]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	Ι]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ィステムとの接続	[]接	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・	李発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行ってい	්]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明